

市会におけるハラスメント防止の取組（各会派等の意見）

※非交渉会派・無所属議員の意見

市会運営委員会での検討に当たり実施した意見照会（令和8年7月23日～8月5日）において書面で提出のあった意見（要旨）を記載

	論 点	意 見
1	【取組の基本的方向】 「市会におけるハラスメント防止」に関するルール作りの手法（条例化の有無など）	【多数意見】 ○議員によるハラスメントを防止するための条例を制定する[自民党、公明党、立憲党、維新会、国民民主、共産党、斉藤達、横浜風、トモイ] ○条例は、理念的なものではなく、実効性のあるハラスメント防止対策を規定した内容とする[自民党、公明党、立憲党、維新会、国民民主、共産党、斉藤達、横浜風、トモイ] 【少数意見】 ○市会のみならず、市長部局も含むハラスメント防止策を市会として検討する[井上さ]
2	【適用範囲】 適用対象の範囲（誰から誰に対する行為に対して条例を適用するか）	【多数意見】 ○議員から議員に対する行為及び議員から職員に対する行為を適用範囲とする[自民党、公明党、立憲党、維新会、国民民主、共産党、斉藤達、横浜風、田中ゆ、トモイ] ○現職の市会議員を対象とする[自民党、公明党、立憲党、維新会、国民民主、共産党] 【少数意見】 ○職員から議員に対する行為、議員から市民に対する行為、市民から議員に対する行為についても適用範囲とする[斉藤達] ○議員と職員（特別職含む）との間の行為、議員から市関連事業者（指定管理者等含む）に対する行為、議員から市・市会に関係する者に対する行為についても適用範囲とする[横浜風] ○議員から市民や受託業者等に対する行為についても適用範囲とする[田中ゆ] ○職員から議員に対する行為についても適用範囲とする[トモイ] ○議員については、直近まで議員であった者も対象とする[共産党]

	論 点	意 見
3	【対象行為】 対象とするハラスメント行為の類型	【多数意見】 ○セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント、その他のハラスメント（誹謗・中傷等）を対象行為とする〔自民党、公明党、立憲党、維新会、国民民主、共産党、斉藤達、横浜風、トモイ〕 【少数意見】 ○治療に関するハラスメントを対象行為として明確化する〔横浜風〕
4	【相談者（申出人）の範囲】 相談窓口へ相談できる者の範囲	【多数意見】 ○申出人は、ハラスメント行為を受けた者本人に限定する〔自民党、公明党、立憲党、維新会、国民民主〕 【少数意見】 ○ハラスメント行為を受けた本人に加え、ハラスメント行為の目撃者やハラスメント行為を把握した者も申出人の範囲に含める〔共産党、斉藤達、横浜風、田中ゆ、トモイ〕 ○ハラスメント行為の目撃者やハラスメント行為を把握した者については、市民も含めた範囲とする〔田中ゆ〕
5	【相談対応～被害防止措置決定の対応】 相談者への対応から措置を決定するまでの流れ（第三者性の担保、議員の関与のあり方）	【多数意見】 ○第三者性を重視し、市会の外部に弁護士等による相談窓口や対策委員会を設置して対応する〔自民党、公明党、立憲党、維新会、国民民主、共産党、斉藤達、横浜風、トモイ〕 【少数意見】 ○措置の決定にはすべての議員が関わるべきであり、市会全員協議会で措置を決定する〔田中ゆ〕
6	【被害防止措置等】 ハラスメント行為と認められる行為があった場合等における措置の内容・スキーム	【多数意見】 ○事案の性質・状況に鑑み、適切な措置（相談窓口での指導・助言、注意、中止の求め、公表等）を講じる〔自民党、公明党、立憲党、維新会、国民民主、共産党、横浜風、トモイ〕 ○措置を講じるに当たっては、申出人・被申出人双方の意見陳述の機会も確保する〔自民党、公明党、立憲党、維新会、国民民主、共産党〕 【少数意見】 ○問題解決のために必要な措置として氏名等の公表が適当かは検討が必要であり、何の問題解決であるかを明確にするべき〔田中ゆ〕

	論 点	意 見
7	【相談者等保護】 相談者（申出人）等の保護メニュー	【多数意見】 ○相談者や調査関係人等の当事者へのプライバシー保護、相談窓口や対策委員会等事案に係る者の守秘義務、相談をしたことを理由とした不利益取扱いの禁止等により、安心して相談できる環境を整える〔自民党、公明党、立憲党、維新会、国民民主、共産党、斉藤達、横浜風、トモイ〕 【少数意見】 ○なし
8	【その他規定事項】 上記のほか規定すべき事項	【多数意見】 ○議長の責務、議員の責務、研修の実施、調査協力義務、議長等の職務代行について規定する〔自民党、公明党、立憲党、維新会、国民民主、共産党、斉藤達〕 ○議員の責務については、ハラスメント行為の禁止等に加え、他の議員によるハラスメント行為を目撃した際は、厳に慎むべき旨を指摘すること等の努力義務についても規定する〔自民党、公明党、立憲党、維新会、国民民主、共産党〕 ○必要に応じた条例の見直しについて規定する〔自民党、公明党、立憲党、維新会、国民民主、共産党〕 【少数意見】 ○被害者への支援体制の構築及び二次被害防止に必要な措置を講じることを規定する〔横浜風〕 ○ハラスメント被害者の心理的ケアについても規定する〔田中ゆ〕
9	【その他】 上記以外についての意見	○検討に当たっては、市民意見募集や専門家・有識者への意見聴取を行う〔井上さ、横浜風〕

市会におけるハラスメント防止の取組に係る意見（非交渉会派・無所属議員）

意見照会期間：令和 8 年 7 月 23 日～8 月 5 日

井上 さくら 議員

意見照会に回答するにあたり、現在の基本的な考えを申し述べます。

意 見
1 「横浜市長の言動にかかる第三者による調査報告書」により調査対象 7 項目の全てで山中市長によるパワハラが認定された現状では、山中市長によるパワハラの内容の全容解明と合わせ、市会のみならず市長部局も含むハラスメント防止策を市会として検討すべきです。 理由： 山中市長のハラスメントや暴言に関し市会の要請を踏まえた第三者調査がなされ、先月 30 日「横浜市長の言動にかかる第三者による調査報告書」が提出され、調査対象となった 7 項目の全てで市長によるパワハラが認定されるというかつてない事態となっています。 報告書によって認定された山中市長の言動は不信任に値するものばかりです。 にも関わらず、報告書受領のその日に続投宣言とも言えるメッセージを市長は発出し、その中で「ハラスメント防止に向けた制度整備」を自らの手で行う意向を示しています。 こうした中で、市会での検討が市会議員のみを対象とし、市長部局のハラスメント対策についてはあたかも現在の市長が進めている検討を前提とするようであれば、市長に誤ったメッセージを伝えることになりかねません。 山中市長のパワハラのもとで検討が進められたハラスメント防止の制度では、信頼性・実効性を得られません。 市長部局を含む総括的なハラスメント防止の議論を市会として行う必要があると考えます。
2 今年 7 月 10 日に運営委員長宛に提出した文書で求めた以下の 2 点について、改めて要請いたします。この 2 点についての検討状況・方向性をまずはお示し頂きたいとお願い致します。 （1）策定にあたっては、市民意見の募集や有識者の意見を聞くなどして、客観性が担保されたプロセスとし、成立の速さよりも透明性と実効性を重視した検討を行うこと。 （2）策定の過程で、必ず非交渉会派・無所属の議員の意見表明、議論への参画の場を設けること。

以上は意見照会に際して示された「他都市議会等の事例に基づく「主な論点」の記述の前提となる部分ですので、まずは上記の 2 点について申し上げます。

「論点」の項目別意見については、上記 2 点の議論の進捗に応じて追って申し上げます。

市会におけるハラスメント防止の取組に係る意見（非交渉会派・無所属議員）

意見照会期間：令和８年７月２３日～８月５日

齊藤 達也 議員

論 点	意 見
取組の基本的方向	条例化すべきです
適用範囲	議員→議員 議員→職員、職員→議員 議員→市民、市民→議員
対象行為	セクシャルハラスメント パワーハラスメント 妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント その他ハラスメント（誹謗・中傷等）
相談者（申出人） の範囲	当事者 ハラスメントの目撃者 ハラスメントを把握した者
相談対応～被害防止 措置決定の対応	渋谷区方式
被害防止措置等	渋谷区方式
相談者等保護	例の通り
その他規定事項	例の通り

市会におけるハラスメント防止の取組に係る意見（非交渉会派・無所属議員）

意見照会期間：令和８年７月２３日～８月５日

荻原 隆宏 議員

論 点	意 見
取組の基本的方向	相談窓口や認定機関の設置を明確にし、議員による各種ハラスメントを確実に防止するため、ハラスメント防止等に関する条例の策定は必須であり、様々なハラスメントに対し高い実効性ある条例にする必要があると考えます。
適用範囲	議員間のハラスメント、議員と職員（特別職含む）との間のハラスメント、及び、議員による市関連事業者（指定管理者等含む）へのハラスメント、その他議員による市及び市会に係る者へのハラスメント等について適用することが必要と考えます。
対象行為	セクハラ、パワハラ、妊娠・出産・育児・介護に関するパワハラに加えて、労働施策総合推進法第８章（第２７条の３）及び厚生労働省「治療と仕事の両立支援指針」に基づき、病名公表の強要や過度な負荷による疾病憎悪等を防止し、支援を必要と感じた議員が相談窓口につながるよう、「治療に関するハラスメント」を対象行為として明確化することが必要と考えます。 また、上記以外の範囲外にあっても、誹謗・中傷等により精神的・身体的苦痛を与え、個人の尊厳や就業環境を害する行為全般について対象行為とする必要があると考えます。
相談者（申出人）の範囲	申出人として、ハラスメントを受けた本人、及び、ハラスメントを目撃した人、あるいはハラスメントを見たり聞いたりして把握した人が、外部相談窓口に直接相談・通報できることが必要と考えます。
相談対応～被害防止措置決定の対応	第三者（弁護士等）による外部相談窓口を設置し、その窓口において相談受付、調査、指導等を行い、さらに、第三者（弁護士等）による調査機関を議会外部に設置し、公平・公正・中立な調査、ハラスメント認定、防止措置等を可能にすることが必要と考えます。
被害防止措置等	認定されたパワハラの実行者である議員については、氏名及び認定された行為等について公表することが必要と考えます。
相談者等保護	相談申出人への二次加害等が生じないよう、相談申出人及び調査に協力するすべての関係人に関する情報が厳格に守秘されるようにする必要があります。

論 点	意 見
その他規定事項	①本ハラスメント防止条例を制定する過程において、通常の議員提出議案と同様に、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取する機会を設ける必要があると考えます。 ②各種ハラスメントに対して実効性ある条例とするために、条例制定過程において、条例案に対し専門家の意見を聴取し、専門的指導を受ける機会を設ける必要があると考えます。 ③相談からハラスメント認定に至る過程は、公平・公正・中立な調査と判断が保障されるよう、すべて外部機関において、機密性が保たれる中で行われることが必要と考えます。 ④条例規定事項として、ハラスメントを受けた被害者の救済に必要な支援体制の設置に関する条項、及び、被害者に対する二次加害を防止するため必要な対策を講じる条項が必要であると考えます。

市会におけるハラスメント防止の取組に係る意見（非交渉会派・無所属議員）

意見照会期間：令和８年７月２３日～８月５日

田中 ゆき 議員

論 点	意 見
取組の基本的方向	—
適用範囲	（４）議員→受託業者等 意見→まず受託業者等の表現では適用範囲が明確に示されていないと考える。受託業者のみならず、市民も対象となることも考えられる。（５）議員→市民を追加するか、（５）議員→市民、受託業者等という内容も検討の余地があると考ええる。
対象行為	—
相談者（申出人） の範囲	（２）ハラスメントの目撃者・ハラスメントを把握した者（議員・職員・受託業者等） 意見→受託業者等の表現の適用範囲が明確でない。市民もハラスメントの目撃者や把握者になりうることも現実的にありうるので、市民も含めた範囲とすることが必要と考える。
相談対応～被害防止 措置決定の対応	【渋谷区】 （１）第三者（弁護士等）による相談窓口における相談受付・調査・指導等 （２）第三者（弁護士等）による対策委員会における調査・認定・措置の答申 （２）議長・会派代表等議員で構成する幹事長会で措置決定 意見→「措置決定」は全ての議員が関わるべきと考え、③市会全員協議会で措置の決定が望ましいと考える。 【大阪市】 （１）第三者（弁護士等）による相談窓口における相談受付（→議長による調査実施可否決定）・調査・認定 意見→第三者性が担保できないと考える。

論 点	意 見
被害防止措置等	【渋谷区】 相談窓口での指導・助言→問題解決のための必要な措置（議長による氏名等の公表等） 意見→問題解決のために必要な措置が氏名等の公表なのか、改めて考える必要がある。何の問題解決なのかを明確にしなければ、具体的な措置は決められないと考える 【大阪市】 （１）議長による措置（注意喚起・中止の求め・勧告） ↓※（１）に従わない場合等 （２）議長による氏名等の公表 意見→大阪市の場合、相談対応～措置決定の対応者が、議長・会派推薦等議員で構成する審査会による措置検討・決定議長による措置となっていること自体が、第三者性や法的根拠に欠けると考える。
相談者等保護	—
その他規定事項	意見→追加で、「ハラスメント被害者の心理的ケア」

市会におけるハラスメント防止の取組に係る意見（非交渉会派・無所属議員）

意見照会期間：令和８年７月２３日～８月５日

大野 トモイ 議員

論 点	意 見
取組の基本的方向	全ての職員と議員の尊厳が守られ、全ての職員と議員が安心して職務を遂行できる職場環境を整備することを目的とし、条例化が必要と考えます。
適用範囲	議員から議員、議員から職員、職員から議員、のいずれにも適用すべきと考えます。
対象行為	セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント、その他ハラスメント（誹謗、中傷等）、のいずれも対象とすべきと考えます。
相談者（申出人）の範囲	当事者（ハラスメントを受けた者、ならびに、ハラスメントを目撃した者・ハラスメントを把握した者）とすることが望ましいと考えます。
相談対応～被害防止措置決定の対応	議会からも当局からも完全に独立し、いずれの関与も一切受けない第三者であるべきと考えます。
被害防止措置等	議長による措置（注意喚起ならびに中止の求め→勧告→氏名等の公表）が望ましいと考えます。
相談者等保護	相談対応から措置決定のプロセスに於いて関わった者の守秘義務、相談者への不利益取扱いの禁止など、を徹底すべきと考えます。
その他規定事項	—

(仮称) 横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例案（骨子）

1 趣 旨

市会におけるハラスメントの防止及びその解決に関して必要な事項を定めることにより、議員一人ひとりがハラスメントに対する意識を高め、個人の人格や尊厳を尊重するとともに、市民から信頼される議会の実現に資することを目的として、「(仮称) 横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例」を制定する。

2 条例案（骨子）

	項 目 【「資料 1」 論点】	規定内容
1	適用範囲 【適用範囲】	○議員間のハラスメント ○議員から職員（特別職を含む）に対するハラスメント ※現職の市会議員を対象
2	対象行為 【対象行為】	○セクシュアル・ハラスメント ○パワー・ハラスメント ○妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント ○その他のハラスメント（誹謗、中傷等）
3	議長の責務 【その他規定事項】	○議員によるハラスメントの防止に努める ○ハラスメント事案に対して誠実に対応する
4	議員の責務 【その他規定事項】	○何人に対してもハラスメントを行ってはならない ○誠実な態度で疑惑の解明、その責任の明確化に努める ○他議員のハラスメントに対する指摘に努める

	項 目 【「資料 1」 論点】	規定内容
5	執行体制 【相談対応～被害防止措置決定の対応】	○外部相談窓口 ・相談員：識見を有する第三者（弁護士） ・申出人（相談者）：ハラスメント行為を受けた者本人 ・議員によるハラスメント事案の相談を受け付ける ・事案の申出人・被申出人・関係者（以下「当事者」）に対して事実確認調査を行い、必要に応じて指導・助言を行い、議長に報告する ↓ 更なる調査や措置が必要な事案については、 外部相談窓口が議長に対策委員会の設置を依頼し、対策委員会へ引継ぎ ○対策委員会 ・委員：識見を有する第三者（弁護士） ・引き継がれた事案について審議し、その結果を議長に報告する ・審議事項：事実確認調査、事実認定・問題解決のための必要な措置 ・申出人・被申出人双方の意見陳述や証拠提出の機会を確保する
6	議長による 対応措置 【被害防止措置等】	○措置 1 ・議長は、対策委員会からの報告を基に、被申出人（行為者）に対し注意を喚起し、又はハラスメントをしないよう求める等の措置を講じる ↓ 被申出人（行為者）が上記の措置に応じない場合 又はハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるとき ○措置 2 ・議長は、対策委員会からの報告を基に、被申出人（行為者）の氏名、事案の内容、調査結果等の全部又は一部の公表その他必要な措置を講じる ・議長は、公表する場合には、あらかじめ当該内容を各会派の代表者等に報告する
7	その他の規定 【相談者等保護、その他規定事項】	○議員に対する研修の実施 ○外部相談窓口相談員・ハラスメント対策委員会委員・議員・職員に対する、当事者へのプライバシー配慮義務、守秘義務 ○申出人等の不利益取扱いの禁止 ○議長等の職務代理 ○必要に応じた条例の見直し